

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日起きの翌日には、  
當日が休日は、  
その翌日)

## 規則

鳥取県農業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十二年六月二十八日

鳥取県知事 平林鴻三

### 鳥取県規則第四十六号

鳥取県農業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則

鳥取県農業近代化資金利子補給規則(昭和三十七年二月鳥取県規則第二

号)の一部を次のように改正する。

附則第三項中「「年二・五パーセント」とあるのは「年三・五パーセント」を「年二パーセント」とあるのは「年三パーセント」に、「一年一・五パーセント」とあるのは「年二・五パーセント」を「年一パーセント」とあるのは「年二パーセント」に改める。

別表の利子補給率の欄中「年二・五パーセント」を「年二パーセント」に、「年一・五パーセント」を「年一パーセント」に改める。

### 附則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 改正後の鳥取県農業近代化資金利子補給規則の規定は、昭和五十二年六月一日から適用する。

3 昭和五十二年六月一日前において改正前の鳥取県農業近代化資金利子補給規則第三条の規定による利子補給契約書に基づき利子補給について知事の承認の行われている農業近代化資金については、なお従前の例による。

鳥取県農業近代化推進資金利子補給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十二年六月二十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

#### 鳥取県規則第四十七号

鳥取県農業近代化推進資金利子補給規則の一部を改正する規則

鳥取県農業近代化推進資金利子補給規則（昭和四十一年六月鳥取県規則第二十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一の一の(1)の項から(5)の項までの規定中「年六・五パーセント以内」を「年六パーセント以内」に改め、同表の一の(6)の項中「二年以内」を「二年以内（知事が特に必要と認めるものにあつては、五年以内）」に、「年六・五パーセント以内」を「年六パーセント以内」に改め、同表の二の項中「年六パーセント以内」を「年六・五パーセント以内」に改め、同表の三の項中「年七パーセント以内」を「年六・五パーセント以内」に改める。

1 この規則は、公布の日から施行する。

#### 附 則

2 改正後の鳥取県農業近代化推進資金利子補給規則別表（利率に関する部分に限る。）の規定は、昭和五十二年六月一日から適用する。

3 昭和五十二年六月一日前において改正前の鳥取県農業近代化推進資金利子補給規則第三条の規定による利子補給契約に基づき利子補給について知事の承認の行われている農業近代化推進資金の利率については、なお従前の例による。

鳥取県農村青年経営安定資金利子補給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十二年六月二十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

#### 鳥取県規則第四十八号

鳥取県農村青年経営安定資金利子補給規則の一部を改正する規則

鳥取県農村青年経営安定資金利子補給規則（昭和四十一年十一月鳥取県規則第四十六号）の一部を次のように改正する。

第五条中「四・二五パーセント」を「四パーセント」に改める。

#### 附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 改正後の鳥取県農村青年経営安定資金利子補給規則の規定は、昭和五十二年六月一日から適用する。

3 昭和五十二年六月一日前において改正前の鳥取県農村青年経営安定資金利子補給規則第三条の規定による利子補給契約に基づき利子補給につ

いて知事の承認の行われている農村青年経営安定資金については、なお従前の例による。

## 告示

### 鳥取県告示第四百九十五号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定に基づき、次のとおり同項に規定する医師を指定したので、身体障害者福祉法施行細則（昭和三十四年四月鳥取県規則第十三号）第二条の規定により告示する。

昭和五十二年六月二十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

診療科目	氏名	勤務先又は居住地
小兒科	森 田 元 章	鳥取市末広温泉町二五二番地
整形外科	河 野 一 郎	米子市皆生一四八〇番地
脳神経内科	宮 石 典 浩	鳥取市瀬崎町二七一四の一 労働福祉事業団 山陰労災病院
神経科	井 上 一 憲	倉吉市瀬崎町二七一四の一 医療法人十字会 野島病院

### 鳥取県告示第四百九十七号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十二年六月二十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一 開発許可の年月日及び番号  
昭和五十二年一月二十八日 鳥取県指令受都計第九号
- 二 開発区域に含まれる地域の名称  
米子市旗ヶ崎、西三柳及び立町四丁目
- 三 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
米子市加茂町一丁目二二一四 米子市土地開発公社

理事長 河合弘道

### 鳥取県告示第四百九十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定に

より、次のように保安林の指定を解除する。

昭和五十二年六月二十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一 解除に係る保安林の所在場所  
岩美郡岩美町大字陸上字平磯一八五三の二
- 二 保安林として指定された目的  
魚つき
- 三 解除の理由  
道路用地とするため

鷹 三

## 鳥取県知事第四百九十八号

次の開発行為に開拓事業が附帯したので、輸出貿易法(昭和四十年法律第二百四十九号)第三百六十六条第三項の規定による知事長。

昭和五十一年六月二十八日

鳥取県知事 平林慶三

三

一 開発許可の年月日及び種別

昭和五十一年一月二十八日 鳥取県知事認可書(昭和五一年)

二 開発区域に含められた地域の名称

鳥取市湖山町東丘一丁目

三 開発許可を受めた者の住居及び氏名

鳥取市徳尾一七六の四

有限公司 松本建設

代表取締役 松本一夫

## 公 告

鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律(大正七年法律第32号)第7条の2第1項の規定に基づき、昭和52年度狩猟者講習会を次のとおり開催する。

昭和52年6月28日

鳥取県知事 平林鴻三

## 1 受講対象者

鳥取県内に住所を有する者で狩猟免許を受けようとするもの。ただし、昭和48年度次等の狩猟者講習会の修了証明書を有する者は、除く。

## 2 開催の方法

経験者課程と初心者課程とに分けて行い、その受講資格者は、次のとおりとする。

## (1) 経験者課程

(ア) 甲種の講習を受けようとする者

昭和49年度から昭和51年度までの間に甲種の狩猟免許を受けた者

(イ) 乙種又は丙種の講習を受けようとする者

昭和49年度から昭和51年度までの間に乙種又は丙種の狩猟免許を受けた者

## (2) 初心者課程

経験者課程の講習を受けようとする者以外の者

## 3 開催日時等

## (1) 経験者課程

開催日	時 間	講 習 会 場	受 講 対 象 者
7月18日	9時から	鳥取市東町 第2庁舎第3会議室	鳥取市、岩美郡及び気高郡に住所を有する者
7月27日	/	八頭郡郡家町郡家八頭総合事務所大会議室	八頭郡に住所を有する者
8月 6日	/	倉吉市巣城中部総合事務所大会議室	倉吉市及び東伯郡に住所を有する者
8月 9日	/	米子市鞆町西部総合事務所講堂	米子市、境港市及び西伯郡に住所を有する者

昭和52年6月28日

## 報公県取鳥

8月17日	"	日野郡日野町根雨 日野総合事務所大會議室	日野郡に住所を有する者
9月22日	"	米子市船町 西部総合事務所講堂	前記日程で受講できなかつた者及び再受講者
9月27日	"	倉吉市櫻城 中部総合事務所大會議室	"

## (2) 初心者課程

開催日	時 間	講 習 会 場	受 講 対 象 者
7月19日 及び20日	9時から	鳥取県庁第2庁舎第3大會議室	鳥取市、岩美郡及び氣高郡に住所を有する者
7月28日 及び29日	"	八頭郡郡家町郡家 八頭総合事務所大會議室	八頭郡に住所を有する者
8月1日 及び2日	"	倉吉市櫻城 中部総合事務所大會議室	倉吉市及び東伯郡に住所を有する者
8月10日 及び11日	"	米子市船町 西部総合事務所講堂	米子市、境港市及び西伯郡に住所を有する者
8月18日 及び19日	"	日野郡日野町根雨 日野総合事務所大會議室	日野郡に住所を有する者
9月20日 及び21日	"	米子市船町 西部総合事務所講堂	前記日程で受講できなかつた者及び再受講者
10月3日 及び4日	"	鳥取市東町 鳥取県庁第2庁舎第3大會議室	"

## 講習科目

- (1) 狩猟に関する法令
- (2) 狩猟鳥獣の判別
- (3) 獣具の取扱い

## 講習時間

- (1) 経験者課程は、2時間40分とする。
  - (2) 初心者課程は、第1日目6時間第2日目3時間の合計9時間とする。
- 6 考査 経験者課程、初心者課程とも講習修了後引き続いて講習に係る事項を修得したかどうかを考查する。

## 7 受講申込方法

所定の申込書に狩猟者講習手数料の額（経験者課程にあつては1,000円、初心者課程のうち、甲種に係るものにあつては1,500円、乙種及び丙種に係るものにあつては2,000円）に相当する額の鳥取県収入証紙及び写真をはり付けて、受講日の5日前までに所轄の地方農林振興局長に提出すること。

## 8 携行品

- (1) 受講申込みの際に配布したテキスト
- (2) 筆記用具

砂利採取法（昭和43年法律第74号）第15条第1項の規定により、昭和52年度の砂利採取業務主任者試験を次のとおり実施する。

昭和52年6月28日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

(第三種郵便物認可) 昭和52年6月28日 火曜日 鳥取県公報

## 1 試験科目及び時間

試験科目	試験の時間
ア 砂利の採取に関する法令 イ 砂利の採取に関する技術的な事項(基礎的な土木及び河川工学に関する事項を含む。)	午前10時から 午前12時まで

## 2 試験の期日及び場所

## (1) 試験の期日

昭和52年7月30日(土)

## (2) 試験の場所

鳥取市東町一丁目271番地 鳥取県庁第二庁舎第二会議室

## 3 受験手続

次の書類を住所地を管轄する土木出張所に提出すること。

## (1) 受験願書

## (2) 履歴書

受験願書及び履歴書は、土木出張所に備え付けてある所定の用紙を使用すること。

## (3) 写真

手写型とし、出願前6箇月以内に撮影した正面半身像で、その裏面に、撮影年月日氏名及び年齢を記載したものと願書に添付すること。

## 4 受験手数料及びその納付方法

- (1) 受験手数料 1,000円  
(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の所定欄に  
はり付けること。

## 5 受験願書の提出期間

昭和52年7月5日から昭和52年7月15日まで

## 6 受験願書を提出した者には、受験票を交付する。

正

謹

昭和五十一年十一月鳥取県知事第十一十九号(解除予定の保安林について)  
の件の箇所に誤りがあつたので、記述する。

頁  
1  
改  
行  
十  
正  
回  
正  
小  
原

昭和五十一年三月鳥取県知事第十一十四号(保安林の指定の解除について)  
の件の箇所に誤りがあつたので、記述する。

頁  
1  
改  
行  
十  
正  
回  
正  
小  
原